

# 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議における これまでの議論の整理(抄)

平成29年7月27日

## 1. 就労支援について

### (1) 就労支援関係事業について

( 現状と基本的な方向 )

○ 就労支援関係事業については、

- ① 平成25年の生活保護法(昭和25年法律第144号)の改正により、就労支援員による就労に関する相談・助言等の支援を行う「被保護者就労支援事業」を全ての保護の実施機関で実施することとしたほか、
- ② 就労に向け一定の準備が必要な者への日常生活習慣の改善等を行う「被保護者就労準備支援事業」
- ③ ハローワークと福祉事務所が連携してチーム支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」等を実施している。

○ 平成27年度においては、事業対象者33.9万人のうち、12.1万人が当該事業に参加し、5.5万人が同事業を通じて就労・増収を実現する等、一定の成果をあげている一方、事業への参加率は35.8%、就労・増収率は45.0%であり、地方自治体間の取組状況にもばらつきがある。

○ 今後、KPI(※)の達成に向けて、まずは就労支援事業等への参加率を向上させるとともに、より効果的な事業の実施方法を検討する必要がある。

※ 経済・財政再生計画 改革工程表(平成28年12月 経済財政諮問会議決定)に基づき、以下のKPIを設定

- ・ 就労支援事業等の参加率を2018年度までに60%とする。
- ・ 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2018年度までに50%とする。
- ・ 「その他世帯」の就労率(就労者のいる世帯の割合)を2018年度までに45%とする。

○ また、就職しても職場への定着が困難で転職を繰り返す等の生活保護受給者に対して、支援を一層強化していく必要がある。

## (1) 就労支援関係事業について(続き)

### 具体的な議論

(効果的な就労支援の在り方について)

- 就労支援については、現在、関係通知において就労支援事業等の対象者や支援内容の基本的な考え方が示されているが、実際の事業の実施に当たっては、地方自治体やハローワークごとに、対象者の選定や支援の取組内容に差が生じていることが課題であるとの意見が多かった。  
このため、各事業対象者の類型化や就労状況等に応じた効果的な支援の在り方について、地方自治体が独自に策定しているマニュアルや先進的な事例も参考にした上で、標準的な内容を示すことを検討する必要がある。

(被保護者就労準備支援事業について)

- 現在、地方自治体の任意事業である被保護者就労準備支援事業は、生活保護受給者の就労意欲を喚起するために効果的な事業であり、取組を広げるべきであるとの意見がある一方、対象者の状態像や支援内容に幅があり、時間とコストがかかるという意見や、事業の委託先となる支援団体等の地域資源が十分ではない地方自治体や、事業対象者が少ない地域もあることから、必須事業とすることは困難との意見があった。
- このため、まずは、生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業との一体的な実施や、都道府県単位での広域的な実施等により、事業の実施促進や活用を図ることについて、検討することが必要である。

(生活保護受給者等就労自立促進事業における福祉事務所とハローワークとの連携について)

- 生活保護受給者等就労自立促進事業の実施に当たっては、ハローワークの職員を事業担当責任者とした就労支援チームを中心に、福祉事務所とハローワークの密接な連携を図りつつ、生活保護受給者の就労支援を行っているが、個々の生活保護受給者に係る求職活動や求職支援状況の詳細な情報が十分共有されていないとの意見があった。そのため、支援対象者の詳細な就労活動状況等に関する情報共有の更なる促進を図る必要がある。

## (1) 就労支援関係事業について(続き)

### 具体的な議論

(就職後の継続的な支援の在り方について)

- 就職後の継続的な支援の在り方については、現在行われている障害者に対するジョブコーチ等の取組を活用していくことに加え、福祉事務所やハローワークにおいて行う就労状況の確認等の取組を強化していくことが効果的ではないかとの意見があった。

(高齢の生活保護受給者の就労支援について)

- 高齢の生活保護受給者のうち、就労意欲が高く、稼働能力の活用が十分にできる者については、就労支援等を強化し、積極的に自立の助長を促すことが必要である。また、その支援の強化に当たっては、ハローワークに加え、高年齢退職者への職業紹介事業等を行うシルバー人材センターとの効果的な連携により、その支援体制を強化することが効果的ではないかとの意見があった。

## 7. 生活保護費の適正支給の確保策について

### 具体的な議論

(稼働能力活用に係る判断について)

- 稼働能力を活用しているか否かの判断については、福祉事務所において求職活動状況・収入申告書等の確認により行っているが、就労意欲が乏しく、形式的な就労活動しかしていない者等に対する対応が課題となっており、稼働能力活用に係る指導・指示の在り方を整理する必要があるとの意見があった。